

# 長 崎 県

## 全面緊急事態における 住民防護措置に関する資料

23

### <構成>

大項目	中項目	該当頁
防護措置の概要	・PAZに準じた防護措置を実施する地域内住民がとるべき措置 ・UPZ内住民がとるべき措置	P2～P3
対象者数	・PAZに準じた防護措置を実施する地域内・UPZ内の対象者数	P4
避難の実施計画 (PAZに準じた防護措置を実施する地域内住民)	・松浦市(鷹島・黒島)における住民の避難の実施計画 ・松浦市(鷹島・黒島)における自家用車で避難できない住民の数及び各集合場所への配車順路 ・松浦市(鷹島・黒島)における移動手段の確保状況 ・松浦市(鷹島・黒島)における安定ヨウ素剤の緊急配布 ・PAZに準じた防護措置を実施する地域内住民がとるべき措置に関する留意事項	P5～P10
屋内退避の実施計画 (UPZ住民)	・UPZ市における屋内退避の実施計画 ・UPZ内住民がとるべき措置に関する留意事項	P11～P12
対象住民への周知	・対象住民への周知に当たっての考慮事項	P13

九州電力株式会社玄海原子力発電所のPAZに準じた防護措置を実施する地域における、全ての住民を対象に避難を実施(対象:1市 1,961人※)

※人口(2,104人)から施設敷地緊急事態要避難者等(143人)を除いた人数

#### <避難に際しての基本的考え方>

- 安全が確保された場合にのみ防護措置を実施。

#### 【松浦市鷹島】

- 松浦市鷹島地区の住民は、緊急配布場所にて安定ヨウ素剤の配布を受け服用し、波佐見町の避難先へ避難を実施。避難は原則自家用車とし、困難な場合はバスを使用。
- 社会福祉施設等での無理に避難すると健康リスクが高まる者は「高齢者生活福祉センター」において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。なお、避難をする際には、安定ヨウ素剤の服用指示に従い、計画に定められた社会福祉施設へ避難を実施。避難にはバス及び福祉車両を使用。

#### 【松浦市黒島】 ※赤字下線は、海路避難が困難な場合に記載

- 松浦市黒島の住民(無理に避難すると健康リスクが高まる者を含む)は、黒島港からの海路避難が可能となるまでの間、「黒島住民センター」において、屋内退避を実施。気象条件の回復等により海路避難が可能となった後に、緊急配布場所にて安定ヨウ素剤の配布を受け服用し、波佐見町の避難先施設へ海路及びバスによる避難を実施。

24

#### 【有事において、上記のひな型に基づき行うべき事項等】

- OFC又は県本部は、P. 4以降の内容をもとに必要に応じて内容修正及び調整

- 九州電力株式会社玄海原子力発電所のUPZの住民(PAZに準じた防護措置を実施する地域を除く)は、屋内退避を実施(対象者数 58,989人)

### <防護措置の基本的考え方>

- 自宅での屋内退避を原則とするが、自宅にて屋内退避の実施が困難な場合は、安全な近隣の指定避難所等において、屋内退避を実施
- 自力で帰宅できない一時滞在者は、宿泊施設等において屋内退避を実施

### 【有事において、上記のひな型に基づき行うべき事項等】

- OFC又は県本部は、P. 4以降の内容をもとに必要に応じて内容修正及び調整

## 全面緊急事態における避難対象者数

市町地区		PAZに準じた防護措置を実施する地域
		対象者数
長崎県	松浦市	1,961人
合計		1,961人

※避難準備中(屋内退避中)の施設敷地緊急事態要避難者を除く。

## 屋内退避対象者数

関係市町名		UPZ	
		対象者数	世帯数
長崎県	松浦市	23,416人	10,266世帯
	佐世保市	10,037人	3,788世帯
	平戸市	10,600人	4,716世帯
	壱岐市	14,936人	6,352世帯
合計		58,989人	25,082世帯

緊急時対応 P. 7から引用

## 【有事において、上記のひな型に基づき行うべき事項等】

## ● 4市が確認する事項

## ✓ 対象者数及び世帯数

→<確認ルート①:OFC住民安全班 ⇄ 県現地本部 ⇄ 県本部 ⇄ 市本部  
>

<確認ルート②:県本部 ⇄ 市本部>

## ● OFC又は県本部は、確認結果をもとに合計値の修正

- 長崎県松浦市のPAZに準じた防護措置を実施する地域の一般住民は、陸路及び海路にて避難先(波佐見町)へ避難を実施(鷹島:陸路での避難、黒島:海路→陸路での避難)。バスにより避難する住民は、徒歩で各集合場所に集まり、長崎県又は松浦市が配車した車両で、避難先へ避難を実施。
- 避難先へは**基本経路**／**基本経路(一部迂回:迂回先の詳細)**／**代替経路(経路の詳細)**により移動。
- 安定ヨウ素剤を携行していない者に対しては、緊急配布場所(バス集合場所)において緊急配布を実施。



**【有事において、上記のひな型に基づき行うべき事項等】**

- 国が確認する事項
  - ✓ 市外の基本経路及び周辺の道路のうち、国管理道路に関する通行不能箇所の有無、有の場合には具体的な地点、影響の範囲及び復旧目処  
 →<確認ルート①:OFC住民安全班 ⇄ 九州地方整備局>  
 <確認ルート②: 県本部 ⇄ 九州地方整備局>
- 県が確認する事項
  - ✓ 市外の基本経路及び周辺の道路のうち、県管理道路に関する通行不能箇所の有無、有の場合には具体的な地点、影響の範囲及び復旧目処  
 →<確認ルート①:OFC住民安全班 ⇄ 県現地本部 ⇄ 県本部>  
 <確認ルート②: 県本部により把握>
- 松浦市が確認する事項 ※安定ヨウ素剤についてはP. 8参照
  - ✓ 黒島港及び御厨港の使用可否
  - ✓ バス集合場所及び避難先の使用可否、可の場合は開設準備状況
  - ✓ 市内の基本経路及び周辺の道路に関する通行不能箇所の有無、有の場合には具体的な地点、影響の範囲及び復旧目処  
 →<確認ルート①:OFC住民安全班 ⇄ 県現地本部 ⇄ 県本部 ⇄ 市本部>  
 <確認ルート②: 県本部 ⇄ 市本部>
- OFC又は県本部は、確認結果をもとに事前計画どおりの実行可否を判断。事前計画どおりの実行が困難な場合は計画変更を行い、長崎県及び松浦市と協議のうえ決定

- 松浦市のPAZIに準じた防護措置を実施する地域における自家用車で避難できない住民は506人。
- 自家用車で避難できない住民は、徒歩で各集合場所へ集まり、長崎県又は松浦市が配車した車両及び船舶で、避難先である波佐見町(3施設)へ避難。
- (海路避難が困難な場合に記載)黒島の海路避難が困難であるため、放射線防護対策施設にて屋内退避し、天候回復後、海路避難を実施。



**【有事において、上記のひな型に基づき行うべき事項等】**

- 松浦市が確認する事項 ※輸送手段についてはP. 7参照
  - ✓ 各集合場所の使用可否、可の場合は開設準備状況〔再掲〕
  - ✓ 各集合場所への配車順路に関する通行不能箇所の有無、有の場合には具体的な地点、影響の範囲及び復旧目処
    - <確認ルート①:OFC住民安全班 ⇄ 県現地本部 ⇄ 県本部 ⇄ 市本部>
    - >
    - <確認ルート②:県本部 ⇄ 市本部>
- OFC又は県本部は、確認結果をもとに事前計画どおりの実行可否を判断。事前計画どおりの実行が困難な場合は計画変更を行い、長崎県及び松浦市と協議のうえ決定

- ▶ 松浦市(鷹島・黒島)において全面緊急事態で必要となる輸送能力は、506人分、バス13台・船1隻。
- ※一時滞在者を含まず。
- ▶ 確保台数については、以下の表のとおり。

車両配備場所		①必要車両数 (乗車人数)	②確保車両数	③不足車両数 (① ②)	手配状況
		バス	バス	バス	
松浦市 (鷹島・黒島)	ルート1 (鷹島スポーツセンター・文化交流センター)	大型9台 (379人)	台	台	
	ルート2 (船唐津公民館)	大型2台 (71人)	台	台	
	ルート3 (黒島港:黒島住民の御厨港上陸後)	大型2台 (56人)	台	台	
	上記以外 (観光施設から避難する一時滞在者)	大型●台 (●人)	台	台	
合計		大型●台 (●人)	台	台	
船舶配備場所		①必要隻数 (乗車人数)	②確保隻数	③不足隻数 (① ②)	手配状況
		船	船	船	
松浦市 (鷹島・黒島)	黒島港	1隻 (56人)	隻	隻	

基礎情報は、緊急時対応 P. 98に記載あり

**【有事において、上記のひな型に基づき行うべき事項等】**

● 国が確認する事項

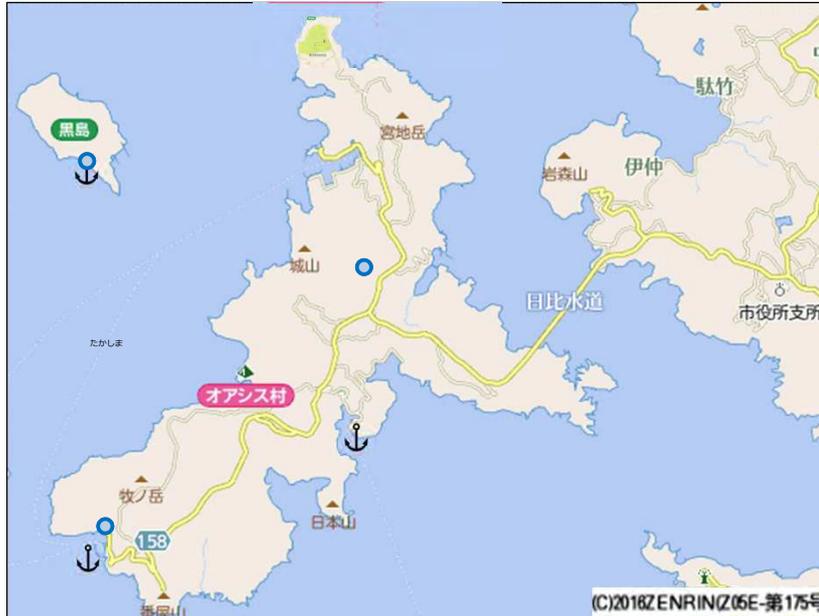
- ✓ 県内で移動手段が確保できない場合や、自然災害等により避難経路の途絶等の不測事態に備えた準備
  - <確認ルート①:OFC住民安全班 ⇄ OFC実動対処班 ⇄ 実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)>
  - <確認ルート②:県本部 ⇄ 実動組織連絡員等 ⇄ 実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)>

● 県が確認する事項

- ✓ 県が手配可能な移動手段、手配可能時間等
  - <確認ルート①:OFC住民安全班 ⇄ 県現地本部 ⇄ 県本部 ⇄ バス協会等>
  - <確認ルート②:県本部 ⇄ バス協会等>

- OFC又は県本部は、確認結果をもとに不足車両数を算出。不足があった／見込まれる場合は、緊急時対応に基づき、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

- 松浦市では、平成30年8月31日現在で、940人／2,104人に事前配布(ゼリー剤を含む。)を実施。
- 全面緊急事態では、あらかじめ配布している安定ヨウ素剤を服用して避難を行う。なお、事前配布できていない住民については、安定ヨウ素剤緊急配布場所となっている集合場所で受け取った上で避難を行う。



## 安定ヨウ素剤緊急配布場所

- 鷹島・黒島
- 集合場所(3か所)
    - ・鷹島スポーツ・文化交流センター
    - ・松唐津公民館
    - ・黒島港
  - 避難所(1か所)
    - ・波佐見町体育センター

緊急時対応 P. 141等をもとに作成

### 【有事において、上記のひな型に基づき行うべき事項等】

- 松浦市が確認する事項
  - ✓ 安定ヨウ素剤の緊急配布可否、可の場合は開設準備状況
    - <確認ルート①:OFC医療班 ⇄ 県現地本部 ⇄ 県本部 ⇄ 市本部>
    - <確認ルート②:県本部 ⇄ 市本部>
- OFC又は県本部は、確認結果をもとに事前計画どおりの実行可否を判断。事前計画どおりの実行が困難な場合は計画変更を行い、長崎県及び松浦市と協議のうえ決定

### ①PAZの避難

- 避難の実施にあたり、留意すべき事項があれば記載

### ②避難を円滑に行うための対応策

- 車両による避難を円滑に行うため、長崎県警察本部による主要交差点での交通整理、交通情報板や道路情報板等を活用した広報等の交通対策を行うほか、長崎県及び関係市町等においても道路情報の広報等を連携して実施する。

※佐賀県内の避難経路に関しては、佐賀県警察本部へ交通対策を要請する。

### ③避難所等の開設準備状況

- 松浦市(鷹島・黒島)の避難所5施設(佐賀県波佐見町<sup>はさみちょう</sup>)は開設準備中／開設中。
- 医療機関・社会福祉施設の避難先施設(佐賀県東彼杵郡他<sup>ひがしそのきぐん</sup>)は受入準備中／受入中。

#### 【有事において、上記のひな型に基づき行うべき事項等】

- 国が確認等する事項
  - ✓ ①の立案
    - <確認ルート①:OFC住民安全班 ⇄ ERC住民安全班>
    - <確認ルート②:県本部 ⇄ ERC住民安全班>
- 県が確認する事項
  - ✓ ①の立案
    - <確認ルート①:OFC住民安全班 ⇄ 県現地本部 ⇄ 県本部>
    - <確認ルート②:県本部内で対応>
  - ✓ ②及び③の実施可否確認、可の場合は準備状況
    - <確認ルート①:OFC実動対処班 ⇄ 長崎県警>
    - <確認ルート②:県本部 ⇄ 長崎県警>
- 松浦市が確認する事項
  - ✓ ①の立案
  - ✓ ②及び③の実施可否確認、可の場合は準備状況
    - <確認ルート①:OFC住民安全班 ⇄ 県現地本部 ⇄ 県本部 ⇄ 市本部>
    - <確認ルート②:県本部 ⇄ 市本部>
- OFC又は県庁は、必要に応じて①～③の内容修正及び調整

#### ④避難先で必要となる物資・燃料の確保状況

- 避難先で必要となる物資・燃料は、長崎県及び受入自治体の行政備蓄を活用するほか、佐賀県と災害協定を締結している指定業者等からの流通備蓄を避難所に供給する。
- このほか、避難所における食料品、衣料品については、日本赤十字社による救援物資（毛布、緊急セット等）を配分するほか、総務省、農林水産省、厚生労働省、経済産業省を通じ、物資・燃料の安定的供給を要請し、確保に努める。

生活物資の備蓄状況（※1～4）

	長崎県関係市町			
	食料品 (食)	飲料水 (リットル)	簡易トイレ等 (基)	毛布 (枚)
長崎県	7,500	22,488	330	6,894
まつうらし 松浦市	12,740	4,620	—	500

※1：物資備蓄数は概数。また、上記の他に、関係市町では常備薬、炊き出し用具等、避難生活に必要な物資等を準備している。  
 ※2：民間企業との流通備蓄協定に基づく物資は含まない。  
 ※3：放射線防護対策施設の備蓄を含む。  
 ※4：携帯トイレは含まない。（「避難所におけるトイレの確保・管理がドキュメント」（内閣府）参照）

基礎情報は、緊急時対応P. 112～128に記載あり

#### 【有事において、上記のひな型に基づき行うべき事項等】

##### ● 県が確認する事項

- ✓ 1ポチ目及び2ポチ目

→<確認ルート①:OFC住民安全班 ⇄ 県現地本部 ⇄ 県本部>

<確認ルート②:県本部内で対応>

##### ● 松浦市が確認する事項

- ✓ 2ポチ目

→<確認ルート①:OFC住民安全班 ⇄ 県現地本部 ⇄ 県本部 ⇄ 市本部>

<確認ルート②:県本部内 ⇄ 市本部>

- OFC又は県本部は、必要に応じて原子力災害対策本部への要請を行うとともに、その状況等を追記

- 自宅での屋内退避を原則とするが、自宅にて屋内退避の実施が困難な場合は、安全な近隣の指定避難所等において、屋内退避を実施
- 自力で帰宅できない一時滞在者は、宿泊施設等において屋内退避を実施

市	区分	該当者数	屋内退避施設数	屋内退避施設の名称
松浦市	自宅にて屋内退避の実施が困難な者	約 人	施設	
	一時滞在中	約 人	施設	
佐世保市	自宅にて屋内退避の実施が困難な者	約 人	施設	
	一時滞在中	約 人	施設	
平戸市	自宅にて屋内退避の実施が困難な者	約 人	施設	
	一時滞在中	約 人	施設	
壱岐市	自宅にて屋内退避の実施が困難な者	約 人	施設	
	一時滞在中	約 人	施設	

## 【有事において、上記のひな型に基づき行うべき事項等】

### ● 4市が確認する事項

- ✓ 自宅にて屋内退避の実施が困難な場合に備え、近隣の指定避難所等の開設有無、開設している場合には箇所数とその名称
- ✓ 市内の観光客等一時滞在中者の状況
  - <確認ルート①:OFC住民安全班 ⇄ 県現地本部 ⇄ 県本部 ⇄ 市本部>
  - <確認ルート②:県本部 ⇄ 市本部>

### ● OFC又は県本部は、確認結果をもとに必要に応じて内容修正及び調整

### ①屋内退避を確実にを行うための対応策

- 無用な被ばくをしないために、屋内退避の周知を徹底する。
- 自宅損壊等により自宅での屋内退避が困難である場合には、各市町により設定された近隣の避難所等にて屋内退避を実施する。
- 以下、追記すべき事項があれば追記

### ②必要となる物資の確保状況

- 屋内退避に必要な物資は、各市の行政備蓄を活用するほか、長崎県における流通備蓄を供給する。
- このほか、必要に応じて、総務省、農林水産省、厚生労働省、経済産業省を通じ、安定的供給を要請し、確保に努める。

#### 【有事において、上記のひな型に基づき行うべき事項等】

- 国が確認する事項
  - ✓ ①の立案
  - ✓ ②2ポチ目の記載内容
    - <確認ルート①:OFC住民安全班 ⇔ ERC住民安全班>
    - <確認ルート②:県本部 ⇔ ERC住民安全班>
- 県が確認する事項
  - ✓ ①の立案
  - ✓ ②1ポチ目の記載内容
    - <確認ルート①:OFC住民安全班 ⇔ 県現地本部 ⇔ 県本部>
    - <確認ルート②:県本部内で対応>
- 4市が確認する事項
  - ✓ ②1ポチ目の記載内容(不足が見込まれる場合は、具体的な品目数量等)
    - <確認ルート①:OFC住民安全班 ⇔ 県現地本部 ⇔ 県本部 ⇔ 市本部>
    - <確認ルート②:県本部 ⇔ 市本部>
- OFC又は県本部は、確認結果をもとに必要に応じて記載内容修正及び調整

- 対象住民の避難等の指示の広報については、以下の点を考慮して周知を行うこと。

(共通)

- ✓ 周知方法として、防災行政無線、広報車、ケーブルテレビ、緊急速報メール等を活用し、複数の手段により住民に確実に周知すること。
- ✓ 現在、放射性物質は放出されていないため、各市の指示に従い、落ち着いて行動すること。

(避難対象市)

- ✓ 渋滞対策のため、自家用車で避難する場合は、できる限り近隣の住民と乗り合わせて移動すること。

(屋内退避対象市)

- ✓ 屋内退避をする住民は、慌てずに各市の指示に従い、自宅内又は近隣の避難所で屋内退避を行うこと。なお、外出は極力控えること。

### 【有事において、上記のひな型に基づき行うべき事項等】

- 国が確認する事項
  - ✓ 記載内容全体
    - <確認ルート①:OFC住民安全班 ⇄ ERC住民安全班>
    - <確認ルート②:県本部 ⇄ ERC住民安全班>
- 県が確認する事項
  - ✓ 記載内容全体
    - <確認ルート①:OFC住民安全班 ⇄ 県現地本部 ⇄ 県本部>
    - <確認ルート②:県本部内で対応>
- 4市が確認する事項
  - ✓ 記載内容全体
    - <確認ルート①:OFC住民安全班 ⇄ 県現地本部 ⇄ 県本部 ⇄ 市本部>
    - <確認ルート②:県本部 ⇄ 市本部>
- OFC又は県本部は、県や4市から意見等があった場合や計画変更を行った場合には、必要に応じて記載内容修正及び調整